大学体育研究　20：51－73，1998

原著論文

わが国の学習指導要領におけるバドミントンの取り扱いに関する研究，1947-1989

本橋美佳*，阿部一佳**，佐々木道子***，高橋幸治****

Cosideration on acception of Badminton into Courses of Study in Japan, 1947-1989

Mika MOTOHASHI, Kazuyoshi ABE, Michiko SASAKI, Kohji TAKAHASHI

Abstract

In 1961, Badminton had been adopted to be a teaching item of physical education into 'Tentative plan of Course of study -1954', but a party concerned badminton did'nt accept it regular adoption, because badminton was regard merely to be an item of recreational amusement as same as feather-balls. In 1989, Revised Courses of Study should made Badminton available to select and teach as 'Contents' of exercise at lower secondary schools and at upper secondary schools. A party concerned badminton were contented with the result. This revision depended on two factors. One was led by movements of JEF, another was influenced with Change of the times. Two badmintoners, Mr. IMAI, Mr. ITOH had led and had given great influence to these movements of Badminton world since about 1950. And an administrator of the Education Ministry, Mr. YAMAKAWA played important part to joint relations between these movements and Educational administrations. But their efforts didn't necessarily bring forth the Revised Course of Study in 1977. Changes of the Guideline in 1989 were brought with requirements of the times for Learning Society and with being eager to identity of our country. Therefore, some dual types of sports were added as contents of exercises, and a name commonly called KAKUGI were changed to BUDOU. The deliberation on these changes were mainly focused to later in the Diet, then dual types sports, tennis, table tennis, and badminton were adopted as 'Contents' of exercise without trouble.

はじめに

平成元年に改訂された『中学校学習指導要領』『高等学校学習指導要領』とそれに合わせて更新された『中学校指導書・保健体育編』『高等学校学習指導要領解説・保健体育編・体育編』において，「体育科目；球技領域」にテニス，卓球と並んでバドミントンがＥ領域を構成するという形で取りあげられることになった。この時バドミントン関係者とこの改訂を進めてきた一部の文部省体育局関係者は，何故かバドミントンが教科体育の運動種目と

*　筑波大学体育センター技官
**　筑波大学体育センター教授
***　山野美容芸術短期大学美容保健学科助手
****筑波大学体育専門学群研究生

して，初めて他の球技種目と同等に位置づけられる法的所定を得た，と受け止めたのである。

実は，バドミントンの学習指導要領への取り上げは，昭和26（1951）年の『中学校・高等学校学習指導要領　保健体育科　体育編（試案）』に既に始まっている。それが昭和33（1958）年の『中学校学習指導要領』で一旦消えて，昭和34（1959）年の『中学校保健体育指導書』で再び‘レクリエーション種目’に代替えできる種目として，テニス・卓球とともに挙げられたのであるが，バドミントン関係者は，こうした一連のバドミントンの学習指導要領への位置付けを，バドミントンが‘正式’に学習指導要領に採択されたのではないと受け止め続けて来ていた。

こうして，バドミントン関係者は，昭和44（1969）年，昭和52（1977）年の中学校学習指導要領と昭和45(1970)年，昭和53(1978)年の高等学校学習指導要領の改訂に照準を合わせて，その以前より文部省にバドミントンの‘正式’の採択を働き掛けていた。本論では，なぜバドミントン関係者が平成元年の改訂までバドミントンが‘正式’に学習指導要領に採択されていないと受け止め，どのように‘正式種目’になるよう運動を続けたのか，またどのような諸条件が球技領域へのバドミントンの位置付けの改善を可能にさせたのか，について考察してみた。これらを明らかにすることによって，学校体育におけるバドミントンの位置付けが明確になり，いま，教科体育としてのバドミントンに求められるものや，そこにある問題を確認できるものと考える。

なおここで，‘正式’という言葉を用いたことについて補足しておきたい。「正式」あるいは「正式種目」という言葉は，少なくとも学習指導要領には使用されてはいない。しかし，中心的な種目と代替え的な種目，必修種目と選択種目等は当然区別されており，そうした意味で種目間の取り扱いの差は存在した。そうした事実を受けて，例えば教員養成の課程等においても種目毎にその扱いには大きな差異が存在したが，バドミントン関係者等はこうした全体的で状況的な相違点を‘正式’な採択とか‘法的な’位置づけがなされていないと感じてしまっていた。しかし，こうした取り扱い上の差異について論じるのは，本論文の目的ではない。また学習指導要領の変遷に関する文献は，学術文献以外にも多くのものを見るが，バドミントンと関係した文献を見つけることはできなかった。そこで，本研究では先行研究には触れず，バドミントンにかかわる指導要領とその関係書の検討から始める。

I. 学習指導要領上でのバドミントンの扱い

バドミントンが学習指導要領でどのように扱われてきたかを以下に概観する。

(1) 中学校，高等学校学習指導要領におけるバドミントンの扱いの歴史

昭和22（1947）年，学習指導要領の前身である『学校体育指導要綱』が編纂され，体育教材として體操，遊戯，スポーツ，ダンスがあげられ，スポーツの内容は陸上競技・球技及び水泳に，さらに球技は野球型・篭球型・蹴球型・庭球型に分けられている。ここで，テニス，ピンポン，バレーボールは庭球型に含まれるとされたが，バドミントンはまだ取り扱われていない。はじめて学習指導要領及びその関係書にバドミントンが記載されるのは，昭和26年の『中学校・高等学校学習指導要領　保健体育科　体育編（試案）』（以後『26試案』と略す）からである。それ以後の学習指導要領とその関係書におけるバドミントンの記載の有無は表1，表2のようである。

『26試案』は，ラポート（米）に範を得た教材評価を中心に書き上げられ，巻末には付表「教材の評価」が付されている。この評価においてバドミントンの体育的な目標を実現するための意味は，特に身体，知・情緒，社

会性，安全性における評価において低く，僅かにレクリエーション的な意味を評価されているに過ぎない。この『26試案』において，教材（種目）は中心教材と選択教材に分類され，体育の目標を達成するために有効な教材を選択するための指針を設定したことに大きな特徴がある。バドミントンは女子のレクリエーショナルな活動に供されるものとして位置づけられ，実施に当たっては3～6週の時間を配当することが妥当だとされた。この‘選択教材’‘女子向き’‘レクリエーション向き’と評価されたバドミントンの特徴は，やがて『26試案』以降の学習指導要領の構成において，特性論的な教材観が形成されるに及んで，暗黙裡にしかもいっそう固定化されていくことになる。このことが，表1，表2に見るように学習指導要領やその関係書にバドミントンが記載されているにもかかわらず，バドミントン関係者にいつまでもバドミントンが学習指導要領上，不適切な扱いを受けているという思いを抱かせ続けることになったのである。

(2) 『26試案』における教材評価とバドミントンの位置づけ

ここでは，『26試案』においてバドミントンがどのように評価され，教材としてどのような位置づけを得たのかを概観してみたい。『26試案』は保健体育科の強調すべき目標を五つの側面（身体的，知的・情緒的，社会的目標，安全，レクリエーション）から構成し，各種目をポイントによって評価し，各種目を教材として問題単元的な意味を持たせたことに大きな特徴がある。ここでバドミントンの評価は相対的に低く，単元としての課題は，レクリエーショナルな問題解決のための学習として位置づけられたことになる。‘レクリエーシ

表1　中学校学習指導要領とその関係書の名称の変遷及びバドミントンの記載の有無

年度	指導要領の名称とその関係書	記載の有無
昭和22年（1947年）	学校体育指導要綱	なし
昭和26年（1951年）	中学校・高等学校学習指導要領　保健体育科　体育編（試案）	あり
昭和26年（1951年）	中学校・高等学校学習指導要領　保健体育科　体育編	あり
昭和33年（1958年）	中学校学習指導要領	なし
昭和34年（1959年）	中学校保健体育指導書	あり
昭和44年（1969年）	中学校学習指導要領	あり
昭和45年（1970年）	中学校指導書　保健体育編	あり
昭和52年（1977年）	中学校学習指導要領	あり
昭和53年（1978年）	中学校指導書　保健体育編	あり
平成元年（1989年）	中学校学習指導要領	あり
平成元年（1989年）	中学校指導書　保健体育編	あり

表2　高等学校学習指導要領とその関係書の名称の変遷及びバドミントンの記載の有無

年度	指導要領の名称とその関係書	記載の有無
昭和22年（1947年）	学校体育指導要綱	なし
昭和26年（1951年）	中学校・高等学校学習指導要領　保健体育科　体育編（試案）	あり
昭和31年（1956年）	高等学校学習指導要領　保健体育編	あり
昭和35年（1961年）	高等学校学習指導要領	あり
昭和35年（1961年）	高等学校学習指導要領解説　保健体育編	あり
昭和45年（1970年）	高等学校学習指導要領	あり
昭和47年（1972年）	高等学校学習指導要領解説　保健体育編	あり
昭和53年（1978年）	高等校学習指導要領	あり
昭和54年（1979年）	高等学校学習指導要領解説　保健体育編	あり
平成元年（1989年）	高等学校学習指導要領	あり
平成元年（1989年）	高等学校学習指導要領解説　保健体育編	あり

ョン的教材' として位置づけられたことと合わせて，バドミントン（追羽根としてもイメージされる）は，男子の教材としてよりも，女子の教材として選択可能性が高いとされたのである。以下の表3，表4に '教材評価'（' ' を付して『26試案』における評価であることを限定する）におけるバドミントンの位置を確認しておきたい。

バドミントンが追羽根を含むとされ，いわゆる羽子突き（または羽子撞き）と同一視されていた時代的な認識が窺われる。一つの比較として，テニス（硬式・軟式は既定されていない）との相対的な関係は低い。

『26試案』「第4章　学習指導法と管理」第2節においてバドミントンは，フォークダンス，テニス，ピンポン，各種リレー，ハイキング，縄跳び，バレーボール，スキー，スケートと並んで，共学指導に適する種目として位置づけられている。また，同第6節の設備用具においては，中等学校の望ましい運動場

表3　『26試案』付表(1)教材の評価　バドミントン（女子の場合は追羽根を含む）

	身　体	知・情緒	社　会	安　全	レクリエーション	トータルポイント	cf.トータルポイント テニス
中学生男子の教材	6	6	5	5	8	30	34
中学生女子の教材	7	7	6	5	9	34	37
高等学校男子の教材	5	5	5	4	8	27	38
高等学校女子の教材	7	7	7	5	9	35	38

表4　『26試案』における主要な運動種目の教材評価（トータルポイント）との比較

	中　男	中　女	高　男	高　女
バスケット	42	39	44	41
サッカー	39	28	42	29
バレー	39	40	39	42
ラグビー（トライボール）	37	42		
ハンドボール	37	31	38	31
軟式野球（ソフトボール）	39	39		
テニス	34	37	38	38
ピンポン	31	34	35	35
バドミントン	30	34	27	35
徒手体操	26	29	23	25
キャンプ	33	33	35	34
陸上競技	35	30	36	25
水泳	42	41	43	41
スキー	41	40	41	40
スケート	36	36	40	35
ダンス	24	39	22	40
登山	37	36	38	37
ローラースケート	33	29	31	32
自転車	30	29	30	31

の設備としてバドミントンは，1．専用または兼用，2．男女別専用コート，3．季節的取扱のできるように移動式にするなどの方法がとられるが，1コートの最低必要面積は7メートル×15メートルで，最低数8面のコートが学習活動のために必要であるため，特別コート地区4,500平方メート以上の分類に属するとされた。また，用具としては，バドミントンネット，バドミントンポール，バドミントンラケット，バドミントンシャトルコックの用意が必要だとされた。これらの記述の中には，バドミントンポール(正しくはポスト)，バドミントンシャトルコック（正しくはシャトル）など表記上の誤謬もあるが，ある意味では今日にあっても理想的なバドミントンの学習条件が設定されていることに驚かされる。しかし，法的な意味を持つ学習指導要領等で用具の設定条件にまで言及していたことが，やがて後述するように，用具を供給する業者の‘指定’をめぐって，誤った過剰な運動が発生する一つの要因になっていくのである。

『26試案』「第6章　指導計画」第2節には，教材選択上の留意点として中学校男子と高等学校女子を例にした教材「バドミントン」[1)]が以下のように紹介されている。

教材：バドミントン（中学校男子）

指導内容	バドミントン一般 1.歴史　2.練習法　3.規則と用語　4.審判法　5.試合の運営　6.例話
ラケットの握り方	1.ウェスタングリップ 2.イースタングリップ
ストローク	1.フォアハンドストローク 2.バックハンドストローク 3.オーバーハンドストローク
サーブ スマッシング	
ボレー	1.フォアハンドボレー 2.バックハンドボレー
レシーブ	1.低い球のレシーブ 2.高い球のレシーブ 3.弱い球のレシーブ 4.サーブレシーブ
攻防法	1.パートナーとのコンビ 2.場所のねらい方 3.特殊な戦法
ゲーム	1.簡易なゲーム

教材：バドミントン（高等学校女子）

指導内容	バドミントン一般 1.歴史　2.練習法　3.規則と用語　4.審判法　5.試合の運営　6.例話
ラケットの握り方	1.ウェスタングリップ 2.イースタングリップ
ストローク	1.フォアハンドストローク 2.バックハンドストローク 3.オーバーハンドストローク
サーブ スマッシング	
ボレー	1.フォアハンドボレー 2.バックハンドボレー
レシーブ	1.低い球のレシーブ 2.高い球のレシーブ 3.弱い球のレシーブ 4.強い球のレシーブ 5.サーブレシーブ
攻防法	1.パートナーとのコンビ 2.場所のねらい方 3.チェンジオブペース 4.特殊な戦法
ゲーム	1.簡易なゲーム 2.正式のゲーム

中学校男子と高等学校女子の間では下線部分の差異が予定されている。例話に至るまで用意されたこれらの学習活動の内容は，多少の過不足や誤った認識や表記はあるものの，大方のバドミントンの学習内容を用意してい

るということができるだろう。以後も学習指導要領及びその関係書におけるバドミントンの扱いは，およそこの記述の範囲で行われている。しかし，こうした学習活動が‘追羽根’と同類のものであったり，競技としてでなく，単にレクリエーションとしての目標を目指すものになるとき，バドミントン競技関係者にとっては，何か違和感を覚えずにはいられないものがあったのであろう。このことについては後述し，検討することにする。ただし，この時代にあっても‘追羽根’のイメージを媒介せずにバドミントンを説明することにはある種の困難があったのであり，誰もがバドミントンの説明のためには‘追羽根’を引き合いに出したのは事実である。大正末の「写真：麹町高等女学校での羽根つき競技（大正15年〔1926年〕）」[2]や石橋鬼千与著『追羽根競技』[3]等に見られるバドミントンの追羽根的なイメージは，昭和20年代においてもまだ残っていたのである。

(3) その他の学習指導要領におけるバドミントンの扱い

昭和26年の学習指導要領（試案）を受けて昭和31（1956）年には『高等学校学習指導要領　保健体育編』（以下『31高校保体編』）が，昭和33年には『中学校学習指導要領』（以下『33中学』），昭和34年には『中学校保健体育指導書』（以下『34中学保体編』）が刊行された。この時から中学校と高等学校の学習指導要領がそれぞれに独立して編成されるようになり，この時の改訂では高等学校が中学校に先行する形がとられた。

『31高校保体編』でも運動の内容を個人的種目，団体的種目，レクリエーション的種目の三つに分類している。バドミントンは水泳・スキー・スケート・テニス・卓球・ソフトボールまたは軟式野球・ダンスと並んでレクリエーション的種目に含まれている。バドミントンの技能的内容は「基本」「応用」「ゲーム」に分けられ，基本は，グリップ，ストローク，サービス，シャトルの飛ばし方，レシーブについて，応用は攻防法とダブルスの場合のコンビネーションについて，ゲームではシングルス，ダブルス，審判とゲームの運営について学習することが求められている。このように内容の上では大きな変化は見られなかったが，内容の説明および取扱上の留意点において，男女ともゲームは簡易なゲームを主体とし，必要に応じて正式のゲームを行うこと，必要に応じて混合ダブルスを行わせること，全ての生徒に審判やゲームの運営について経験させること，自由な時間の運動と結びつけて，効果があがるように指導すること，バドミントンの用具のない場合は，追羽根をバドミントンのようにゲーム化していくことなど，『26試案』等よりも細かな指示が出されていることがわかる。なお，望ましい指導時間としては男女ともに9～18時間とされている。

『34中学保体編』は，昭和33年に改訂された中学校学習指導要領を受けて，さらに具体的な説明を加えている。ここでは，体育の各運動領域として，徒手体操，器械運動，陸上競技，格技，球技，水泳，ダンス（女子）が示され，バドミントンは「球技」の中で，正式種目としてではなく，レクリエーションとして活用されやすいものの例として，テニスや卓球とともに挙げられている。指導に当たっては，施設・用具や時間数を工夫するように求めている〔p.29～32〕が，学習指導要領に記載されずに指導書において現れるバドミントンは，教材としての位置付けが未だに定まっていないと言えるだろう。

昭和35（1961）年には早くも『高等学校学習指導要領』（以下『35高校』）が改訂され，体育の内容は，8領域に分けて示された。その「第2章第5節　保健体育」の中で，全日

制の課程では「E.球技」の内容に，男女ともにテニスに置き換わる種目として，卓球，ソフトボールと並んでバドミントンが示された。また，定時制の課程では男女に中心種目として提示されている。ここでは，バドミントンに対して特にレクリエーショナルであるとした分類はないが，選択種目の代替え種目として扱われていることが，バドミントン関係者には不満が残った。同年に『35高校』を受けて，『高等学校学習指導要領解説　保健体育編』（以下『35保体編』）が刊行され，バドミントンはテニス，卓球，ソフトボールと並んで，主にネットを境としたり，用具を用いて行う型の種目として扱われている。『31高校保体編』では「内容の説明および取扱上の留意点」として示されたものが，『35保体編』[4]では「学習のねらい」として次のようにまとめられている。

ア　練習をとおして，敏しょう性，巧ち性などを養う。

イ　ストローク，サービス，レシーブなどの個人技能を習得させる。

ウ　正規の規則に準じたシングルスゲーム，ダブルスゲームとその審判ができるようにする。

エ　練習計画を立て，役割を決め，協力して練習やゲームを行う態度を養う。

オ　競技会の計画や運営ができるようにする。

カ　正しい練習の仕方を理解し，健康・安全に注意して行なう態度を養う。

さらに，バドミントンの学習内容として以下のことがあげられている。

(ア)　ゲーム

a　ゲームは正規の規則に準じて行うが1ゲームの得点は少なくしたり，セッティングを省略してもよい。

b　サービス，フォルト，レットおよび，シングルスあるいはダブルスの試合の方法に関する規則を理解させる。

c　作戦を立ててゲームが行えるようにさせる。

○ドライブやスマッシュ，ドロップなどの各種の打法で，相手の虚をついたり，正面をねらったりなどの方法を用いる。相手の強打に押されたときはロビングで切り抜ける。

○ダブルスではパートナーとのコンビネーションの取り方について練習する。

d　審判はポイントのコールとおもな審判用語を知らせ，試合を進行させることができるようにさせる。

(イ)　個人技能

a　ストローク

フォアハンド，バックハンド，オーバーヘッドなどのストロークの打法と構え方，フットワークなどを取り扱う。

b　サービス

ショートサーブ，ロングサーブの打法と打つ位置，ねらいなどを取り扱う。

c　レシーブ

レシーブの構え方や構えの位置，返球方法などを取り扱う。

さらに，態度と取り扱い上の留意点が次のようにあげられている。

イ　態度

(ア)　グループで計画を立て，協力して練習する態度を養う。

(イ)　規則を守り，審判の判定に従う。

(ウ)　公正な態度でプレーや審判ができるようにする。

(エ)　用具の取り扱い，競技場の準備やあとしまつが正しくでき，安全に練習やゲームを行う態度を養う。

ロ　取り扱い上の留意点

ア　得点法やダブルスのサーブ順などは，このゲーム独自の方法があるのでよく指導する。

イ　ダブルスでは男女混合のゲームをつくったり，技能の程度の異なる者を組み合わせてチームをつくったりする。

ウ　ゲーム中心の指導になり，個人技能の学習を怠ることがないようにする。

エ　レクリエーション的になり過ぎ，放任的な指導にならないようにする。

オ　できるだけ多数の者が活用できるよう，コートを増やしたり用具を多くし，勝敗の点数を減らして交代をひん繁にしたりする。またこのうちの2種目，あるいは3種目混成することもよい。さらに他の種目と組み合わせて指導することもよい。

以上のように，置き換え種目とはいえ，その内容についても提示されるようになった。

昭和44（1969）年には『中学校学習指導要領』（以下『44中学』）が改訂され，その「第2章第7節　保健体育」で体育分野の内容が示されたが，バドミントンは記載されていない。僅かに，その「内容の取り扱い」において「第3学年においては，示された球技種目に代えて，ソフトボール・テニス・卓球・バドミントンを指導することができる」[5]とだけ著されている。『44中学』では，体育分野における運動の内容が，「体操」「スポーツ」「ダンス」の3分野に分類されたことに大きな特徴がある。昭和45（1970）年，『44中学』を受けて『中学校指導書　保健体育編』（以下『45中学保体編』）が刊行され，球技はバスケットボール・ハンドボール・バレーボール・サッカーの4種目で構成されるとした。「指導の参考」「運動種目の弾力的な取り扱い」において，上記の第3学年で取り扱う種目の内容のなかで，バドミントンは以下のように示された[6]。

（バドミントン）

ア　個人的技能：ストローク，サービス，レシーブ

イ　ゲーム：既習の技能を利用したゲーム

(ア)　シングルスゲーム

(イ)　ダブルスゲーム

これは非常に大まかなものであり，バドミントンの扱いは『34中学保体編』と比べても大きく後退していることが窺われる。同じ年に『高等学校学習指導要領』（以下『45高校』）が改訂されるが，その第2章第5節「保健体育」「体育の内容」の中にバドミントンは見当たらない。僅かに「内容の取扱い」のところで触れられているが，バドミントン関係者が学習指導要領の改善を求める運動を起こすようになった一つの背景であると言えるだろう。

昭和47（1972）年，『45高校』を受けて『高等学校学習指導要領解説　保健体育編』（以下『47高校保体編』）が刊行され，体育の中の運動は8領域から7領域に整理され，体操・器械運動・陸上競技・水泳・体育理論が全ての生徒の共通必修に，格技・球技・ダンスは生徒の能力・適性に応じて適切な種目を選択必修させることが示された。さらに，選択必修は第1選択と第2選択に分けられたが（第1選択；男女の特性を考慮して，運動領域や種目数を限定して選択する，第2選択；男女いずれの場合も示された種目のうちから自由に選択でき，学校や地域の実態に応じて示された以外の種目からも選択可），各領域の構成内容にバドミントンは含まれていない。同「第3章　指導計画の作成と学習指導」「指導すべき内容の決定」における選択必修の第2選択に関して，内容として示された格技・球技・ダンスのうち適切な運動種目を選択して指導することを原則とする種目として，すもう・

弓道・レスリング・なぎなた・テニス・卓球・ソフトボール・スキー・スケートと並んでバドミントンがあげられている。しかし，バドミントンに関する細かな指導項目はあげられていない。『45高校』『47高校保体編』では，選択制授業の導入のあおりを受けて，バドミントンが選択の中のさらに選択という位置に追いやられてしまったわけである。

昭和52（1977）年，『中学校学習指導要領』（以下『52中学』）が改訂され，その「第2章第7節　保健体育」において，体育分野の内容は体操，個人的スポーツ（陸上競技・器械運動・水泳），集団的スポーツ（バスケットボール・バレーボール・サッカー），格技，ダンス，体育に関する知識で構成するとされた。なお，「内容の取り扱い」の部分で「学校の実態及び生徒の興味や関心に応じて，テニス・卓球・バドミントンまたはソフトボールのうちの一つを加えて指導することができる」と記述されている。昭和53(1978)年，『52中学』を具体化した『中学校指導書　保健体育編』（以下『53中学保体編』）が刊行され，体育分野の内容構成は先に示したように7領域から5領域に整理統合されている。「運動種目の弾力的な扱い」という部分で，「テニス，卓球，バドミントン及びソフトボールの取り扱いについては，これらのうちから1を選択し，加えて指導できるように改めた」とされ，「指導計画と学習指導」の「内容に加えてもよいもの」のなかにバドミントンがあげられている。それは以下のような形で紹介されている。

> テニス，卓球，バドミントン及びソフトボールは，学習指導要領の内容には示していないが，手軽にしかも親しみをもってでき，また生涯にわたって続けて実践できる種目でもあるので，学校や生徒の興味，関心に応じてこれらのうちから一つを選んで指導してもよい。[7]

生涯教育・生涯学習などの考えを受けて生まれてきた生涯スポーツなどの考えの影響が出てきていることがわかるが，依然としてバドミントンの扱いが二次的，三次的なものであることに変わりはない。

昭和53（1978）年，『52中学』に次いで『高等学校学習指導要領』（以下『53高校』）が改訂・刊行され，その「第2章第5節　保健体育」で体育の内容が示され，ここでも個人的スポーツ（器械運動，陸上競技，水泳），集団的スポーツ（バスケットボール，ハンドボール，バレーボール，サッカー，ラグビー）の分類が継承された。バドミントンは，学校や地域の実態を考慮し，選択して指導できるものとして，ソフトボール・相撲・弓道・レスリング・なぎなた・テニス・卓球・スキー・スケート等と並んで示されている。『35高校』以来高校の学習指導要領にバドミントンの扱いが漸くに復活してきたことになる。

昭和54（1979）年，『53高校』を受けて『高等学校学習指導要領解説　保健体育編　体育編』が刊行された。体育の運動領域が従前の7領域から5領域に整理統合され，バドミントンはその5領域の内のスポーツ（個人的スポーツ）領域に含まれ，技能に関する内容としては以下のように説明されている。

> バドミントンにおいては，ラケットでシャトルを打ち合うネット型の対人的スポーツとしての特性を理解させ，ハイクリア・ドロップ・ドライブ・スマッシュ・ヘアピンなどの基本フライト，サーブ，レシーブなどの技能に習熟させ，相手の動きやシャトルのフライト，味方同士の連係（ダブルスの場合）を考えて作戦を立ててゲームが展開できるようにする。審判法については，競技規則を正しく理解させ，的確な審判ができるようにするとともに，競技会の企画・運営に必要な基礎的能力を身につけさせるようにする。[8]

以上のように概説されているが，指導の指針は示されていない。

平成元（1989）年，『中学校学習指導要領』（以下『平元中学』）が改訂され，「第2章第7節　保健体育」の「体育分野の内容」でバドミントンは初めて，球技の中に正式種目と呼ばれるべき扱いに位置づけられ，これらの中から2種目選択されるものとされた。

ア　バスケットボール又はハンドボール
イ　サッカー
ウ　バレーボール
エ　テニス，卓球又はバドミントン
オ　ソフトボール

同年中に『中学校指導書　保健体育編』が刊行され，特に球技は従前の集団的スポーツに，ハンドボール・テニス・卓球・バドミントン・ソフトボールを加えた8種目で構成されている。バドミントンの内容は，以下のように示されている[9]。

バドミントン

ア　ゲーム

ゲームでは，技能の習熟の程度などに応じ，ルールの扱いを工夫してゲームができるようにする。

初めの段階では，簡単なストロークを使ったラリーを中心としたゲームができるようにし，次第に既習の技能を活用して作戦を立て，打撃力と正確なリターンの力を積極的に生かしたシングルス・ダブルスのゲームができるようにする。

イ　個人的技能

〈例示〉

・ストローク
・サービス
・レシーブ

指導上の扱いとしては漸く『26試案』のレベルに戻ったことがわかるが，種目としての位置づけは時代的な背景もあって，これまで‘正式’であったり‘中心的’であったほかの種目と同じ位置に並列されたことになる。これがバドミントン関係者の望んでいた一つの地点であろう。同じことは高等学校についても言える。

同じく平成元（1989）年に中学校学習指導要領と合わせて『高等学校学習指導要領』（以下『平元高校』）も改訂され，「第2章第6節保健体育」に，体育の内容として示された球技の中の1種目としてバドミントンが記載された。必修としてではなく，他の球技種目（バスケットボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー・バレーボール・テニス・卓球・ソフトボール）中より2種目選択するという意味での選択種目となったが，その扱いはバドミントン以外の種目と同等なものになったのである。さらに同じ年に『高等学校学習指導要領解説　保健体育編　体育編』（以下『平元高校保体編』）も刊行され，バドミントンの指導の要点[10]として，以下のことが挙げられた。

バドミントンでは，ラケットでシャトルを打ち合うネット型のゲームの特性を理解し，相手の動きやフライトの特徴に対応して作戦を考えて，シングルス及びダブルスのゲームができるようにする。

ダブルスにかかわる技能としては，相手の動きやフライトの種類，コースをつかんで対応を考え，パートナーとの連係を工夫して，ゲームに生かすことができるようにする。

個人的技能としては，ハイクリア・ドロップ・ドライブ・スマッシュ・ヘアピンなどの各種フライトや，サービス・サーブレシーブなどの技能が相手との対応を考えて発揮できるようにする。

内容的には『53高校保体編』と比べてそれほど相違はないが，中学校に次いで高等学校

においても，バドミントンが球技領域の他の種目と同等の扱いを受ける所謂正式種目として明確に位置づけられるようになったことは，バドミントン関係者にとって大きな出来事であった。

II．バドミントン関係者の前哨的な運動

『平元中学』『平元高校』でのバドミントンの新たな位置づけには，二つの要因が働いた，と考える。一つの要因はバドミントン関係者による運動の成果であり，もう一つの要因はいわば‘時代の流れ’ともいうべきものである。本論ではこの二つの要因を分析し，それがどのように学習指導要領に作用したかを考察する。

(1) 第1要因について

まず，第1要因は，主として二人のバドミントン関係者と一人の教育行政官を中心に，バドミントン界内で進められた運動によるものである。この“三人の作用”を，昭和30年頃の関係から見てみる。

バドミントナーは，今井先（いまい・はじめ，不詳—1995年）*1，伊藤基記（いとう・もとき，1915年生）*2の二人，教育行政官は山川岩之助（やまかわ・いわのすけ，1926年生）*3である。

今井は日本バドミントンの草分けでありオーソリティーで，日本のバドミントン競技誕生の一つの舞台となった“横浜YMCA体育部バドミントン・クラブ”のサービス・プログラムに参加していたメンバーの一人である[11]。黎明期の我が国のバドミントン界がある種の合理主義を保ちえたのは，依って彼に負うところが大きい。彼は太平洋戦争から復員後，英語教師としてフルブライト留学生試験に合格，1年間余を渡米している。当時の合衆国は戦前隆盛を極めたアメリカ・バドミントン界[12]がその栄光の残照をかろうじて放っていた時期であった。英語科教育法を学ぶ傍ら，永井道明にも師事していた彼は，YMCA活動に深く動機づけられ，スポーツ教育にも大きな関心を持っていた。帰国後，日本バドミントン協会確立のための中心的な働きをしている。彼は，協会組織の拡充整備を促すように整然とルールを体系化していく明晰な分析能力・統合能力と併せて大きな実行力も持っていた。全日本学生バドミントン連盟，全国高等学校バドミントン連盟，全国中学校バドミントン連盟の結成のいずれにも中心的に貢献し，その発展の舵を取っている。また，協会関連の組織規定を創るだけでなく下部連盟の育成を図ること，競技規則，大会運営規定の成文化と改訂，協会組織の発展を図るための諸政策，たとえば用具検定制度の導入による資金誘導*4，全国を行脚した指導講習会の開催[13]など，その業績は枚挙するに暇がない。

伊藤が今井にバドミントンの指導を乞うたことで，二人の関係が始まる。伊藤は「種をまき，苗を育てる」[14]として九州熊本にバドミントン王国を作る夢に邁進した。折しも，昭和35（1960）年熊本県下を中心に第15回の国民体育大会秋季大会[15]が開催されることになり，文部省派遣の保健体育課長・山川が着任する。これを機会に国体の有望種目であるバドミントンの指導者・伊藤と熊本県の総合強化の陣頭指揮をする山川の関係が生まれる。こうして伊藤を仲介とする山川・今井の三人の関係が生まれた。この三角形を中核にして，教科体育におけるバドミントンの位置の向上を求める運動が展開されていくことになる。次にこうした運動の歴史的な推移を追ってみる。

(2) 取り扱いの改善を求める運動の成立まで

今井はバドミントン普及の第1課題を「正しいバドミントンの指導」[16]においた。彼はその課題を達成するために，バドミントンに係る教員（教育機関に関係する指導者を含む）

の組織化とその能力の開発を図る運動に大きな情熱を傾けている。やがてこの運動から日本教職員バドミントン連盟が誕生し，教科体育におけるバドミントンの位置の向上を求める運動が展開されることになる。まずこの運動から見ておこう。日本教職員バドミントン連盟(Japan Educator Federation, 以下JEFと略す。JEFの英語表記の正式名にはbadmintonの語が含まれていない）の機関誌「JEF NEWS」は，平成3年に同連盟創立30周年を記念して特別記念号を発刊。巻頭で当時の日本教職員バドミントン連盟理事長里見光徳は「日本教職員バドミントン盟誕生までの記」[17]を著し，昭和36年に結成された日本教職員バドミントン連盟の概史を次のように回顧している。

昭和29（1954）年東京都下の中学校でバドミントンを始める学校があり，聖学院中高等学校の今井が大会開催を呼び掛け，数校が参加。これを機に東京都中学校体育連盟傘下にバドミントン部の創設を働き掛けることに合意。昭和30年3月30日，加盟申請が都中体連理事会で満場一致で承認される（以上要約)。「このことがきっかけとなり，東京都内でバドミントンを指導している教員の組織を結成する機運が高まってきた・・」。

里見の記録によると，こうした機運は昭和30（1955）年8月の「レクリェーション指導者講習会（御岳山；東京多摩)」をきっかけにさらに大きくなり，同年9月よりは聖学院高校を拠点に毎週土曜日のinstitutionが開始された。このとき集まったメンバーによってやがてBFC (Birds Friends Club) が結成され，これが原動力となって後に東京都教職員バドミントン連盟（TEF*5）が誕生，日本教職員バドミントン連盟(JEF；昭和36年結成)の創立へと発展していったという。

JEF結成の契機の一つに，学校体育のカリキュラム編成に至る直接の動機があったかどうかを，現時点で判断することは難しい，と里見は指摘する。ともあれ，昭和30年頃から教職員の全国組織を指向する感情が醸成され始め，日本バドミントン協会（以下，日バ協と略す）総会にも幾度かその結成に向けた動議が提出されたが，組織の性格と活動内容が同協会のそれと類似していて「屋上屋を重ねる」ものであるとして，否決されていた*6。しかし，昭和34（1959）年には他競技にならって，国民体育大会バドミントン競技に「教員の部」が設けられ，その受け皿としての連盟の結成も求められるようになった。昭和36（1961）年，森友徳兵衛が日バ協・新理事長に就くと，彼の強い指導の下に昭和37(1962)年1月日バ協総会で，満場一致で新連盟の創立を可決。同年4月1日にJEFが結成され，活動を開始している。初代会長（昭37～48）に栗本義彦(日本体育大学学長)を擁立した*7。

因に昭和36年は「スポーツ振興法」が制定された年で，東京オリンピックに向けてスポーツ界は高揚した気分に包まれていた。同連盟は昭和39（1964）年に機関誌「バドミントン体育」を刊行，22号まで発行して昭和44年に発展的に協会機関誌「バドミントン界」と合併する。しかし，「バドミントン界」創刊号より編集方針をめぐって「バドミントン界」編集のイニシアチブを取ろうとする新聞記者グループ（東京運動記者クラブ・バドミントン分科会のメンバー*8）とJEF側は大きく対立した。新聞記者グループが所謂低俗な写真等を売り物にしようとするなど“商業ベース”を立てて編集しようとしたのに対して，JEFサイドは“健全な情報の提供”を編集の基本姿勢にしようとすることで対立したのである。こうした対立を経験することによって，JEFは自らのアイデンティテーを強く持つことになり，1年後には「バドミントン界」から離れ

ていく。JEF側は，昭和50（1975）年に改めて機関誌「JEF NEWS」を刊行する。創刊に当たって今井は「JEF NEWS」の裏表紙に「日本教職員連盟とは」と題して，その〈目的，行事，総会・評議会，役員・会長，会員，入会・申込，会費，連絡事務局〉を一覧できるように，大きく割り付けた。ここで彼は，その目的を

> バドミントンは大学，高校，中学の教科体育に取り上げられ，また中学校（昭和51年第2号よりは‘小学校’に改められている）以上のクラブ活動としても年々発展しています。そこで正しい指導体系を確立するためと，指導者同士も大会を開き身をもって体験するなどのために，本連盟が設立されました。[18]

とし，JEFの目的と使命を問い直している。ここで「正しい指導体系を確立する」としたのは，前述したように今井のバドミントンに関わる中心的なテーマであった。「正しい」の判断の基準は「規則」にあるとする今井の‘バドミントン観’は，バドミントンの指導を「規則」を中心にして展開しようとする大きな特徴を持っていた。したがって，バドミントンを教授する際のコアは「規則」の正しい理解に導くことで，「プレーすることはそこから始まる」とするものであった。彼はこうした理念を貫くために，よくJEFのメンバーと集会し，当時若手として意気に燃えて参加していた里見光徳，前田耕作，龍井昇治，池田昌道，小泉直担らを組織して『バドミントン・ハンドブック』を開発・編集させ，「第Ⅰ編競技規則100問集」（昭和44年10月初版），「第Ⅱ編大会運営100問集」（昭和47年7月初版），「第Ⅲ編審判関係100問集」（昭和50年1月初版）の三部作を刊行している。これで「バドミントン指導の基盤が一応整った」というのが今井の実感であっただろう。

「第Ⅰ編競技規則100問集」の刊行は，後述するように昭和44年の中学校指導要領にバドミントンが登場したことを踏まえて行われたものであり，「第Ⅱ編」に次いで「第Ⅲ編審判関係100問集」の刊行を急ぎ，昭和50年1月にそれを完了させているのは，今井が所謂46答申を受けて行われるはずの昭和52年度の学習指導要領改訂に向けて，さらにバドミントンの位置づけの向上を図ろうとする意図の下に，準備を進めていたことがわかる。JEF NEWS裏表紙の〈目的〉に「バドミントンは大学，高校，中学の教科体育に取り上げられ・・・」と書き出したのも，バドミントンが教科体育として教育可能であり，しかも妥当だとする既成の事実をアピールしておこうという深慮であったことが窺われる。JEFの結成10数年を経て，今井の視野の中には「指導要領」でのバドミントンの位置づけの向上が，次第に明瞭に描かれるようになってきていたのであろう。

Ⅲ．バドミントンの位置づけの向上を求める運動の展開

(1) 昭和52年度の「指導要領改訂」に向けた運動

昭和44年4月14日，文部大臣坂田道太は「学校教育法施行規則」の一部を改正する省令を発令した。それを受けて，同年4月『文部省発表・中学校学習指導要領』（『44中学』）が明治図書出版から刊行される。この中でのバドミントンの扱いは前述したように，「内容の取り扱い」において，「内容のFについては，次の事項に配慮するものとする」として「第3学年においては，示された運動種目に代えて，ソフトボール，テニス，卓球，バドミントンを指導することができること。」が示された。

この改訂作業には，伊藤基記が深く心酔していた遠山喜一郎（千葉大学教授，中学校教育課程調査研究協力者）が参加している。今井，伊藤は何回か遠山に会って，バドミント

ンの位置づけを向上させるための働き掛けを要請している。

こうした機会を捉えて，昭和44年10月18日，今井は日本女子体育大学の姉妹校・二階堂高等学校の体育後援会の設立を記念して，二階堂スポーツ教室「第１回指導者研修会（バドミントン）」を主催し，伊藤基記（当時日本バドミントン協会指導委員長）と山川岩之助（文部省体育局教科調査官）の二人を講師として招請し，中学校におけるバドミントン指導者の養成を直接のテーマとする集会を行った。今井は，この時の様子を日本バドミントン協会機関誌「バドミントン界」12月号で，

> ・・・・伊藤教授は専攻が幼児体育であって，ラケット競技は少しでも年少のうちから始めるべきだとの信念から，初心者指導について卓越した手法を自ら編み出しておられる最も優れた指導者であり，山川事務官は中学校指導要領にバドミントンを採択させた陰の功労者であり，次の高校体育指導要領改編への大きな抱負と明確な見通しをもっておられる方である。・・・・[19]

と報告し，この会を明らかに「指導要領」での位置づけの向上を働き掛ける機会にしようとした意図を述べている。今井は，この文中で，PTAの母親達，日本カールトン株式会社・徳重英樹，日本バドミントン協会新理事長・川端昇市らがこの会に参加していたことに謝意を表しているが，これにも周到な布石のあることが窺われる。すなわち，指導者を確実に養成していること，「ラケット競技は少しでも年少のうちから始めるべきだ」とする論理を文部省側の見解に持ち込みたいこと，教具を広く提供する業者が存在すること，これを指導監督する協会のバックアップ体制が既にできていること，などを山川に印象づけようとするものであった。熊本で生まれていた伊藤・山川の関係を適確に活かそうとした戦略も含めて，今井が「一私学でありながら・・・」とあえて書きながら，この会の意味を誌面に問うたのも，この誌をお礼を含めて発送することによって，バドミントン界の要望を二重三重に山川を含めた文部省関係者に伝えていこうとする意図であったことが伺われる。

ところで，前田耕作（日大鶴ヶ丘高校教諭）は，この会の意味を次のページに，「バドミントンは格技!?—ショッキングな文部事務官発言—」[20]と題して“山川氏の理論”なるものを以下のようにレポートしている。

> バドミントンは格技ではないかと思う。確かにバレーボールの体形ではあるが，その動きは，飛んできたハネに対して身を動かすのだから，柔道，剣道に近い。むしろ格技である。
>
> 従ってバドミントンを通して教育する場合，道具をもつ格技として，相手に直接触れないが非常に多様な動きになるのである。相手の打球の姿勢をみて構える（守る）相手の動きの逆をつく（フェイント・モーション）ようにラケットをさばく。
>
> しかもダブルスは少しちがうかもしれないが，シングルスはまさに１対１の技のかけ合いであり，他のメンバーとの連けいによって体形を組むとか，他の協力を得て自分の攻守を有利にするわけにはいかない点に特色がある。右かと見せて左へ，スマッシュと見せてドロップと，変化による攻撃が主なことを考えてもトレーニングの方法に格技的要素を多くとり入れることが必要だと思う。
>
> バスケットやバレーボールを習得すればバドミントンはやらなくともよいのではなく，こうした競技にない動きや身のこなしを教えるのがバドミントンだ。
>
> なにしろ小中学生にバドミントンを通

じて激しい動きを習得させる，動きの多様性に順応させるためにも，格好のスポーツであろう。(原文通り)

前田は，これでは言葉が足りていないとしているが，なるほど，前田には山川の発言がそれほど十分に汲まれているとは思われない。山川の発言を要約してみよう。

山川はまず，体育科目のどの領域でバドミントンを構成するかについて発言している。当時“dual-sports”の訳を巡る問題が一つあった。「対人的な競技」というのが一番妥当な訳とされていたが，一つ問題があった。戦後「武道」の名称を排して柔道・剣道が「格技」と呼ばれていたのである。これは，多くの武道関係者にとっては，堪え難い由々しい問題であった。「格技」には「技」で終わるニュアンスが強く，「精神」を重視する「道」に遠い感があった。「武道」に戻すというところには日本人のアイデンテティーを決める問題が内在していた。いわばこの「格技」が，運動形態からして，正に「対人的競技」だったのであり，事実「対人的競技」として分類されていたのである。しかし，武道関係者にとっては，武道の「精神」はレスリングやボクシングとは絶対に違うものであった。山川は，文部省体育局内にあって，柔道の出身者として，武道関係者からの武道復活への大きな期待をかけられていたことだろう。彼が用意していた一つの戦略は，「対人的競技」の，それは「格技」も含めて可能なかぎり種目を増やしていくことであった。つまり，甲から乙までの差異を大きくすることで，自然に次の分類論が求められることを図るのである。このときに，運動の形態論としてではなく，その内容における，あるいはその目的とするところの違いから一挙にこの競技群を“武道”“ラケット・スポーツ”“その他”と分割して，その特性において「武道」を再興することであった。当然「バドミントンは対人的な競技だ」と言える。「しかもそれは，まるで，身体には直接触れないが，その厳しさ，その緊張は“格技”の持つそれに等しい」と山川は言う。とすれば，「その特性は，バレーボールにおいてもバスケットボールにおいても，決して達成されるものではない」。つまり，戦後の運動種目がアメリカ型のスポーツに偏っている体育の状況に，風穴をあけたいのである。その時問われるのは，国自体に固有な文化の問題となる。アメリカ文化が優れているように，わが国にはわが国の文化があり，英国には英国の文化がある。山川に必要なのは，こうした分散であったろう。この辺りが，山川発言のポイントであったと考えられる。こうしたシチュエーションが，わが国の経済の高度化とともに行われる次の教育課程の見直しに当たって，明瞭な姿を現わすことが期待されていたのである。

(2) 52年改訂で運動が不発に終わった幾つかの要因

山川の真意を摑みきれないままに，バドミントン関係者は，次々に指導者研修会を積み重ねていくことになる。しかし，それは決して無駄だったのではない。試行錯誤を加えて，次第に指導プログラムが整理され，前述の指導書等が整理されて，合わせて協会組織も整備されていくのである。しかしながら，所謂46答申で始まる教育改革の中で行われた昭和52年度の学習指導要領の改訂では，山川やバドミントン関係者の願ったバドミントンの「指導要領」での位置づけの向上や「武道」の復活は果たされなかった。この二つの課題が偶然に揃って達成されなかったことが，後日バドミントンにとって有利な状況となるのである。この時点では，山川を代表とする文部省サイドにもバドミントンを主要種目と対等にする積極的な理由はなかった。重要であったのは，武道再興の問題である。

こうした状況の中で，文部省サイドを感情的に逆なでする事態が生じた。昭和45(1960)年に新潟県三条市で起きた，壊れたラケットを使用したことによる死亡事故がそれである[21]。これはバドミントン用具の安全性について大きな疑義を残した。これまで，バドミントンの採択に関して重要だと考えられていたのは教具のコストとその供給の安定性の問題であったが，改めて教具の構造的な「安全性」も問われるようになった。このようにバドミントンをカリキュラムの中に編成するには，教具として適正であるためのコスト，供給の安定性，教具の安全性，の三つの問題をクリアしなければならなくなった。

一つ目の問題であるコスト（ラケット，シャトル，ネット，ポスト，ストリング等に関わる費用）は，バドミントンの教具がいずれも消耗性の高い用具であることに関わっていた。二つ目の問題はシャトルに関係して起きた。当時中学生は鶏製シャトルの使用が一般的であった。これでは消耗が大きく，コストがかかりすぎる。JEF関係者はコストと供給の安定性の問題を合成球の導入によって打開しようとした。しかし，当時，合成球の普及率は決して高いものでなく，むしろ希有であると言った方がよかったであろう。その上に国産の優れた合成球がなく，合成球の製造をめぐっては英国との間にパテント上の争いがあり，さらに，合成球の採用をめぐって国内のシャトル製造業者間に混乱の生じることは必定で，こうした問題の解決に向けて国内の業者は文部省に国産品を教具として推奨するように陳情したのである（資料を採集することはできず，関係者の話から採集した)。これはできない相談であり，バドミントン協会に問題は差し戻された。輸入による供給の安定化にも，越えなければならないハードルは幾つもあった*9。そこで，JEF関係者は，シャトルのコストを合成球の普及を図ることによってダウンさせようとした。大会を開催し，その大会を中核として中学校のバドミントン環境を整備し，併せて普及させようとしたのである[22]。

こうして，当時文部省の次官通達によって縛られていた中学生の全国大会を日バ協主催として学校組織を通さない形で創設し，この大会の公式球を合成球にすることで，合成球普及の基盤を確立しようとしたのである。昭和46（1971）年第1回全国中学生バドミントン選手権大会が開催される。このことによって，少なくとも中学校バドミントンに於いては合成球が標準化されたことになり，一定の需要が見込まれるようになった。つまり業者にとっても一定のメリットが生まれ，供給サイドの体制を安定化させることも可能になったのである。丁度この時点で試合に耐えられる国産の合成球が，徳重英樹らによって開発され，供給の可能性が期待されるようになった。

このようにしてシャトルの問題は整理される方向に向かったが，問題はラケットに残った。前述のようにラケットに関しては，「安全性」の問題が問われていたからである。昭和46年株式会社“メトロスポーツ”は，製造業者の“勝利”と組んで，当時普及し始めていたメタル・ラケットを参考にして，鋼鉄製のラケット“キャーリー7”を開発，発売した。このラケットはフレームとシャフトを連続させた画期的な一体成形型ラケットで，全力でコンクリートを叩いても折れない強度を持っていた。しかし，前述のラケットによる死亡事故はシャフトと木製のハンドルの接合部で起きたもので，この構造では問題を解決したことにはならなかった。“メトロスポーツ社”はハンドル木部の内部に埋め込んだシャフトに鋲を打ち込む方式を考案し，特許の申請をしたが，次にこのシャフトと鋲の間にハンドルの汗が滲みて，その塩分でシャフトを腐食させ，シャフトに鋲を通す穴を開けた大きさ

の分だけ強度が弱くなって，埋めたシャフトが折れ，やはりハンドルから抜けて行くことが判った。そこで，次に“メトロスポーツ社”は，この鋲をピアノ線に代えて，シャフト上の穴を小さくし，いっそうの強度を増すことに成功。ほとんど完全とも思われる‘折れないラケット’の製作を達成した。この後で二つの不都合が生まれる。‘折れない完全なラケット’に自信を得た“メトロスポーツ社”は，再三にわたって文部省に山川を訪ね，文部省の“認定”を要求したのである。こうした談判に近い要求は，不要なプレッシャーとなって，文部省側の態度を硬化させ，以後，山川・バドミントン関係者の間にあった良好な関係が切れてしまう。これが三つ目の問題である。

さらに，‘折れないラケット’の発売数が1万本を越えた頃から，パタリと販売が止まってしまったのである。消耗品である筈のものが，消耗しなかったからである。こうして，幻のような‘折れない完全なラケット’は，その商品としての存在性を失い，やがて市場から消えていく。

さて，以上のような種々の事態がバドミントンと学習指導要領との関係にどれだけ影響したかを評価することは難しい。バドミントンのサイドから見ればバドミントンに関係したことだけが見えてくるが，学習指導要領の側から見れば，そこにはテニスや卓球，あるいは野球（あるいはソフトボール）も絡めた問題でもあった。ともかく，昭和52年度における改訂作業において，バドミントンと学習指導要領の関係の改善は，見送られたのである。

(3) 第2要因について—平成元年の指導要領改訂に向けた動向—

昭和58（1983）年11月，中央教育審議会は，審議の結果を次のようにまとめ，(1)自己教育力の育成，(2)基礎・基本の徹底，(3)個性と創造性の伸長，そして山川ら待望の(4)文化と伝統の尊重，の4点を提言した[23]。しかし，昭和59（1984）年になって中曽根内閣は臨時教育審議会を組織し，(1)個性重視の原則，(2)生涯学習体系への移行，(3)変化への対応，を提言してきた[24]。昭和60（1985）年9月時の文部大臣松永光はこの二つの審議会の提言を受けて，教育課程審議会に幼稚園から高校に至るまでの教育課程の改善について諮問した[25]。この検討の観点として，特に〈体育〉においては，①「生涯体育（スポーツ）を目指した運動の指導」について，「生涯体育（スポーツ）に結びつける視点から，テニス，バドミントン等の対人的なスポーツの位置づけを見直すこと」を求め，さらに，②では「中学校および高等学校において，格技の名称を武道としたうえで，その授業時数を増大する等，我が国の伝統文化である武道の指導をより充実すること」を挙げた。山川らが待望した，昭和58年度提言「文化と伝統の尊重」の問題が取り上げられ，改めて「格技の指導について」が諮問されたのである。こうした諮問事項を教育課程に具体化していくために，ここでも越えなければならないハードルが一つあった。政党間の「武道」に対する温度差である。したがって，文部大臣松永の諮問には，①として「生涯スポーツを目指す問題」を配置して，テニス，バドミントン等を前面に出し，控えるように②として「格技の指導について」と“見出し”を出してから，説明の文節に「格技の名称を武道としたうえで」と加えて，全くぎらつかない作戦をとったのである。狙いは，武道の復活にあった。テニス，バドミントン等にとってはまたとない幸運であったのである。この時点では既に山川は，文部省を退官し，筑波大学体育科学系教授として筑波大学体育センター長の要職にあった。それまでの山川の仕事は，文部省体育局体育官浦井孝夫が継承していたのである。

こうした変化の時代背景として，生涯学習

社会到来に対応しようとするさまざまな動きがあった。昭和58年11月の中央教育審議会教育内容等小委員会の，「自己教育力」の育成を挙げて，基礎基本の徹底，個性と創造性の伸長，文化と伝統を重視すべき視点としたこと，臨時教育審議会答申が，21世紀をめざして，個性重視の原則，生涯学習体系への移行，変化への対応の検討を求めたこと，昭和60年文部大臣から教育課程審議会に出された諮問等を受けて，昭和62年に教育課程審議会は次の諸点の改善を図るように提言していたことなどである[26]。

(1) 「豊かな心」「たくましく生きる力」を育成する
(2) 「自己学習能力の育成」「変化に対応する力の育成」
(3) 「基礎的・基本的能力の重視」「個性を活かす教育」
(4) 「国際理解」「自国の文化と伝統の尊重」

この4つの狙いに基づいて行われた科目の編成において，格技は武道に返り咲き，バドミントンはテニス・卓球等と並んで体育教科の内容として主要種目と同等の位置を得たのである。「個性の重視」や「基礎的・基本的能力の育成」等の課題目標は「能力的な適性を重視した教育内容の編成」を要請している。こうした目標の達成のためには，畢竟「選択制」を重視するカリキュラムの編成が望まれていることが判る。生涯学習の基盤づくりを目指すこのような要請は，結果として個人種目や対人的な競技種目を主な内容として編成することになったのである。

さて，以上のような幾つかの要請に耐えられるものとして，バドミントンは学習指導要領の内容として登場してきた。前節で述べたJEF等の作用は，陰に陽にバドミントンをここの所までは導いてくる力にはなった。しかし，バドミントンの授業活動を通じて，昭和62年の教育課程審議会答申にある要請を達成するための具体的な活動の検討は，ほとんど何も始められてはいなかったのである。

こうして，時代の要請が，バドミントン関係者の働き掛けを越えて，平成元年の「学習指導要領の改訂」を実現させ，「中学校学習指導要領」「高等学校学習指導要領」のいずれにも，球技の一運動種目としてバドミントンの位置を確定させたのである。

Ⅳ．教科体育としてのバドミントン定着の諸要因を総括する

(1) 山川による総括

以上のような時代の流れを見ながら，教育課程改訂のシナリオを公的な立場で書き続けた山川は，改訂後の平成元（1989）年，雑誌「バドミントン・マガジン」4月号でバドミントンと学習指導要領との関係が改善された要因を概ね次のように要約している[27]。

1．平成元年の指導要領の改訂によって，まず第1にバドミントンが「遊び」から「スポーツ」の仲間として認知された。
2．アメリカ型の大型運動種目に代わって，手軽なスポーツがとり入れられた。
3．普及を妨げる競技偏重の体育観を離れて，遊戯性の高いスポーツが加えられた（学校ではあくまでも，楽しさ，喜びを教える）（教師はインストラクターでもコーチでもなく，ティーチャーでなければならない）。
4．バドミントンが「対人競技」の仲間として分類された。
5．伊藤基記，今井先両先生のように，教材としてのバドミントンを説く人たちが現れた。
6．日バ協の普及努力にみるべきものがあった。

7．国民のスポーツへの指向性（生涯スポーツ）が大きくなっていた。
8．労働時間が短縮され，余暇時間が増大していて，学校体育の役割を変えなければならなくなってきていた。

山川は，さらに加えて，生徒がテニスもやる，卓球もやる，バドミントンもやるというわけにはいかず，それらの指導に当たっては，その種目の特性を教授するだけでなく，ラケット・スポーツとして一般化される内容が何であるかも大切にするべきである，と注文を付けている。実はそこに教科体育の主要な目標や内容がある。この改訂を受けて，文部省の著作で平成元年7月に『中学校指導書　保健体育編』（以下『平元中学保体編』）が，平成元年12月には『高等学校学習指導要領解説保健体育編　体育編』（『平元高校保体編』）が作成・刊行された。そこに山川の指摘した目標・内容がどのように表れているかを見ておこう。

(2)　『平元中学保体編』『平元高校保体編』におけるバドミントンの位置づけ

『平元中学保体編』においては「球技」について，従前の「集団的スポーツ」の内容に「ハンドボール，テニス，卓球，バドミントン，ソフトボール」を加えて8種目で構成し，選択履修できるようにしたこと，これによって「対人的種目」が加わったことにより，「集団的スポーツ」の呼称が不都合になったのでこれらの名称を「球技」としたこと，などがバドミントンに関連した内容の改訂であった。

また，『平元高校保体編』では，「球技は，ボールなどを媒介にして集団的技能，個人的技能を発揮し，集団対集団，個人対個人で攻防を展開し，得点を取り合って勝敗を競うことを狙いとする運動である。」と規定し，「球技では，技能の習熟度に応じた作戦を立てて勝敗を競う過程や結果に楽しさや喜びを味わうことができるようにすることが大切である。」としている。さらに，「ネット型スポーツは，ネットをはさんで相対して攻防を展開し，一定の得点に早く達することを競う」として，「ネット型は，ゲームと対人的技能，個人的技能で内容が構成されているから，ボールへの対応動作を習得させて作戦を立ててゲームができるようにする能力を身につけさせることが大切だ。」ともしている。こうした「球技一般の定義」や「ネット型スポーツ」の学習目標が，「バドミントンマガジン」で山川の指摘した「指導に当たっては，種目特性を教授するだけでなく，ラケット・スポーツとして一般化される内容が何であるかも大切にするべきである。そこに教科体育の主要な目標や内容がある。」の内容に果たして当たるのであろうか。一体「ラケットスポーツとして一般化すべき内容」と「教科体育に主要な目標や内容」とは，それぞれどのような課題なのであるか，あるいはそれらは互いに同じ課題なのか，異なる課題なのか。『平元中学保体編』『平元高校保体編』には今だ積み残した課題があるように思われる。

以上から見ると，『平元中学保体編』『平元高校保体編』ではすでに「体育」の目標は「スポーツをゲームとして教授する課題」が中心になっていることがわかる。さらに，生涯学習概念を受けた体育の在り方は，ほぼ生涯スポーツ概念として捉えられたことになることもわかる。しかし，学習内容を見るかぎり，『平元中学保体編』『平元高校保体編』の求めているものは，技能習得であり，ゲームの運営管理の経験であり，そのためのルールの学習等であることなどからすると，生涯スポーツ的観点が加えられることによって得られたバドミントンの位置づけも，学習内容で見るかぎり従来のものと何も変っていないことがわかる。山川の指摘を受けて，バドミントンと教科体育との関係を改めて検討してみる必

要がある様に思われる。さらに「教科体育」としてのバドミントンは，その学習内容を具体的に変える必要があるのかもしれない。これらの問題は稿を改めて検討してみたい。

V．ま と め

バドミントンは体育の教材として『26試案』から既に取り上げられていた。しかし，『26試案』で行われた「教材評価」によって位置付けられたレクリエーション種目としての位置はなかなかに変えることができず，常に中心的な教材の代替え的な取り扱いしか受けていなかった。そのため，バドミントンが正式に採択されているとは受け止めがたい状況が続いていたと考えられる。

しかしながら，周辺的教材として扱われ続けるバドミントンの位置付けを変えようとする幾つかの運動がバドミントンの教員達によって行われた。この運動を指導したのは今井教諭，伊藤教授で，これを文部省側で受けたのが山川行政官である。教員等による運動には，日本バドミントン教職員連盟の創設と運営，全国各地での指導者研修会が含まれる。こうした運動は,「正しいバドミントンの指導」の普及を目指すもので，中学・高校における正しい指導体系を確立するために，文部省への働きかけも重要な課題とされた。

バドミントンが教科体育の中で他の中心的な種目と同じ扱いを受けるようになるのは，昭和26年試案にバドミントンが記載されてから実に38年後の，平成元年における学習指導要領の改訂の時である。

このようにバドミントンが球技領域の中で従来の中心的な種目と同等になった背景としては，それまでのバドミントンに携わる教員達の活動もさることながら，1970年代に導入された選択制授業，即ち生涯学習概念を受けた生涯スポーツの提唱といった時代的社会的要請によるところが大きいと考えられる。

しかし，『平元中学保体編』，『平元高校保体編』におけるバドミントンの学習内容をみるかぎり，そこで求められているのは技能の習得が中心であり，生涯スポーツ的観点が加えられることで得られたバドミントンの位置付けも，従来示されてきたものとあまり変わりないものと捉えることができる。山川の指摘を受け，バドミントンと教科体育との関係を改めて検討してみることが必要であると思われる。さらに，「教科体育」としてのバドミントンは，その学習内容を具体的に検討していく必要があるだろう。これらの問題は今後の課題としたい。

引 用 文 献

1）文部省『中学校・高等学校学習指導要領（試案） 保健体育科体育編』p.66，p.85，大日本雄弁会講談社，1951年．

2）岸野雄三・多和健雄編『スポーツの技術史』pp.625-635，兵藤昌彦著「バドミントンの技術史」p.625-626，大修館書店，1972年．

3）石橋鬼千与『追羽根競技』武蔵野体育会刊（川流堂小林又七本店発売），1925年9月．

4）文部省『高等学校学習指導要領解説 保健体育編』p.80，pp.83-84，開隆堂出版，1961年．

5）文部省『中学校学習指導要領』，大蔵省印刷局，1969年．

6）文部省『中学校指導書 保健体育編』p.115，東山書房，1970年．

7）文部省『中学校指導書 保健体育編』p.107，東山書房，1978年．

8）文部省『高等学校学習指導要領解説 保健体育編』p.98，一橋出版，1978年．

9）文部省『中学校指導書 保健体育編』p.63，大日本図書，1989年．

10）文部省『高等学校学習指導要領解説 保健体育編』pp.33-34，東山書房，1989年．

11) 横浜 YMCA『横浜青年』, 1933年.
12) Diane Moore Hales : History of BADMINTON In The UNITED STATES, The UNITED STATES BADMINTON ASSOCIATION. 1988.
13) 臼杵正巳『バドミントン島』pp.45-46, 1990年.
14) 片岡輝明「種を蒔き，苗を育てて15年!!」JEF NEWS 第5号，p.9，1976年.
15) 都道府県体育協会連絡協議会編『国民体育大会の歩み』p.136，都道府県体育協会連絡協議会，1978年.
16) 今井先「指導とは・・・・？」JEF NEWS 第2号，p.3，1976年.
17) 里見光徳「日本教職員バドミントン連盟誕生までの記」JEF NEWS 第47号，p.3，1991年.
18) 「日本教職員連盟とは」JEF NEWS 第1号創刊号，p.2，1975年.
19) 今井先「中学生の・・・指導者養成を強力に」月刊バドミントン界12月号，No.4，p.12，1969年.
20) 前田耕作「バドミントンは格技!?」月刊バドミントン界12月号，No.4，p.13，1969年.
21) 「シャフトが刺さり高校生死亡」月刊バドミントン界12月号，No.16，p.32，1970年.
22) 龍井昇治「合成シャトルを見直そう」JEF NEWS 昭和51年春季号，第3号，p.10，1976年.
23) 第13期中央教育審議会教育内容等小委員会「審議経過報告」1983年.
24) 臨時教育審議会「教育改革に関する第1～3次答申」1984年～1987年.
25) 文部大臣松永光「幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」1985年.
26) 文部省『高等学校学習指導要領解説』p.4，1989年.
27) 山川岩之助「“生涯スポーツ”としてのバドミントンのあり方：改訂中学校学習指導要領に加えられて」バドミントンマガジン第10巻第4号，pp.78-79，1989年.

参考文献

1）朝日新聞「土曜はカバンなし登校；槇枝氏提唱」朝日新聞，1979年8月14日付け.
2）朝日新聞「‘40人学級’自民とも協調：槇枝氏が柔軟発言；大蔵・自治ゆさぶりか」朝日新聞，1979年8月14日付け.
3）国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会編『文部省学習指導要領　13』日本図書センター，1980年.
4）前川峰雄編『改訂中学校学習指導要領の展開，保健・体育科編』明治図書，1969年.
5）文部省『中学校・高等学校学習指導要領（試案）　保健体育科体育編』p.32，pp.66-93，大日本雄弁会講談社，1951年.
6）文部省『高等学校学習指導要領・昭和31年度改訂版　保健体育科編』pp.9-44，教育図書，1956年.
7）文部省『中学校学習指導要領（文部省告示）』大蔵省印刷局，1958年.
8）文部省『中学校保健体育指導書』pp.29-32，開隆堂出版，1959年.
9）文部省『高等学校学習指導要領解説・保健体育編』開隆堂出版，1961年.
10）文部省『文部省発表中学校学習指導要領・昭和44年（1969）改訂版』明治図書，1969年.
11）文部省『高等学校学習指導要領解説　保健体育科編』pp.3-4，p.23，pp.157-163，東山書房，1972年.
12）文部省『中学校指導書　保健体育編』pp.2-4，東山書房，1977年.
13）文部省『高等学校学習指導要領』大蔵省印刷局，1978年.

14) 文部省『中学校学習指導要領』大蔵省印刷局，1989年.
15) 文部省『高等学校学習指導要領』大蔵省印刷局，1989年.
16) 日本教育新聞「柔・剣道教育推進のための施策の拡充について」日本教育新聞，1979年5月7日付け.
17) 日本教育新聞「文教街：柔・剣道振興策を懸念；共産党のアレルギー？」日本教育新聞，1979年5月28日付け.
18) 浦井孝夫，石川哲也『改訂中学校教育課程講座保健体育』ぎょうせい，1989年.
19) 浦井孝夫，山川岩之助編『改訂中学校学習指導要領の展開・保健体育編』明治図書，1989年.
20) 浦井孝夫，山川岩之助，金子明友編『改訂高等学校学習指導要領の展開・保健体育編』明治図書，1990年.

註

＊1　当時二階堂高等学校教諭

＊2　当時県立熊本女子大学教授

＊3　当時熊本県庁保健体育課課長，後の文部省体育局体育官

＊4　1950年第5回国民体育大会以降「シャトルコック公認規定」制定，検定制度が始まる。

＊5　BFCは閉鎖性の強いクラブの性格を呈していた。しかし，多くの学校でバドミントンのクラブ活動に係る教員が増え，この人たちを束ねる組織の必要に迫られるようになり，BFCの質的なものを維持しようとする閉鎖性の要請と，普及による拡大への要請とが，互いに背反しあう矛盾の構造が生じるに至った。しかし，全体の趨勢としては，閉鎖性を解いて次第にTEFへの脱皮を図ろうとすることになったが，何時BFCからTEFへの移行が図られたか，その時期を確定できないという。ただし，TEF結成の動機として既にJEF結成への意図があり，JEF結成の用意としてTEFの結成が図られたという（里見談）。

＊6　日バ協九州ブロック理事：和田寿（九州歯科大学教授）の発言。国体の教員の部がある時点で，教員の全国大会をもう一つ開催するのは屋上屋を重ねることになるのではないかというもので，JEFの結成をこうした視点から反対したものであった。彼は後にJEFの発展に尽力する。

＊7　第二代会長（昭49～平7年）は柴田勝治（日本大学学長），第三代会長（平8～現在）は鯨岡兵輔（衆議院議員）である。なお，初代の理事長は平田登志郎（昭36～47），第二代理事長・里見光徳（昭48～59），第三代理事長・小泉直坦（昭60～63），第四代理事長・前田耕作（平元～6），第五代理事長・稲石一雄（平7～現在）で，四代目までは直接JEF結成に携わったメンバーである。

＊8　共同通信：武市，読売新聞：小林，東京中日新聞：西川，東京新聞：後藤，日刊スポーツ：盛川，報知新聞：吉広らが結成した分科会。

＊9　1957(昭和32)年メトロスポーツ社が英国カールトン社製の合成球を輸入したことをきっかけに，二つの事件が起きている。一つはカールトン社製の合成球が羽立工業社の特許権を侵害しているとして訴訟が起こされ，それが昭和50年を越えてなお継承中であり，「指導要領」へのバドミントンの採択をめぐって問題が再燃してきていた。ただし，羽立工業製のシャトルは玩具であり，競技用に適したものではなかったが，その形態と製法が訴訟の対象とされたのである。もう一つは，羽毛業者がナイロンシャトルの輸入に反対し，

これを通産省に陳情していた。通産省はこうした問題を文部省の指導の問題だとして，文部省の対応を要請していた。